

『 危険ゼロへ向けて 』

SMJセーフティモラルジャパン

代表 横尾 慎一

1. 労働災害発生状況

- (1) 「全産業」
- (2) 「建設業」
- (3) 「低層工事」
- (4) 「建設業ヒューマンエラー」

2. 労働安全衛生法

- (1) 「事業者の責務」・「労働者遵守事項」
- (2) 「法の定め：役割職務」
- (3) 「建設業店社指定制度」
- (4) 「作業資格」

3. 安全衛生最新情報の共有化

(1) 労働安全衛生法改正内容（平成26年6月25日公布）

- ①化学物質についてのリスクアセスメント実施の義務付け
- ②ストレスチェック実施等の義務付け
- ③受動喫煙防止措置の努力義務化
- ④重大な労働災害を繰り返す企業の会社名公表
- ⑤規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合の届出廃止
- ⑥電動ファン付き呼吸用保護具の型式認定対象化
- ⑦外国立地検査機関の日本での登録可能化

(2) 緊急発信文書（厚生労働省：平成26年8月5日付）

- ①経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること。
- ②安全管理者等の選任義務がない事業場においても安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全衛生管理体制を充実すること。
- ③雇入れ時教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること。

(3) 行政対応動向

※第12次労働災害防止計画（平成25年4月1日～平成30年3月31日）テーマの確認

- ①墜落・転落災害防止対策

- ②移動式クレーン・重機災害防止対策
- ③電動工具災害防止対策
- ④統括安全衛生管理の徹底
- ⑤安全衛生教育の徹底（能力向上教育）
- ⑥自主的安全衛生活動の実施

《コミュニケーションの活性化》

- (1) 『感謝を思い出す』
 - ・・・「支えて頂いた・頂いている方への感謝の心」
- (2) 『人の心を動かす言葉』
 - ・・・「思いやりの言葉」
- (3) 『あいさつの四原則』
 - ・・・「先手必勝・明るく大きな声・ひとつひとつはっきりと・最大の笑顔」
- (4) 『顔に現れるプラス思考』
 - ・・・「笑い：脳が活性化」
- (5) 『聞くコツ』
 - ・・・「そうですね・さすがですね・教えてください」

『寸恩は尺報すべし』